



「家庭教育を实践する日」 家庭で取り組んでみませんか？

「岐阜県家庭教育支援条例」第18条に基づき
毎月第三日曜日の「家庭の日」と、8の付く日の「早く家庭に帰る日」を合わせて、「家庭教育を 実践する日」と言っています。

11月の
「家庭の日」は、
11月21日です！



「家庭の日」シンボルマーク

岐阜県のHP「家庭教育」の一例を紹介します！

家庭教育プログラム小・中学校編

岐阜県のホームページは、家庭教育に使えるコンテンツが豊富です。ここでは一部しか紹介できませんので、右のQRコードを読み取り、



ぜひご覧ください。



□生活リズム

「早寝早起きで生活リズムづくり」

□家庭学習の習慣

「家庭学習を習慣化して学力アップ！」

他に、言葉の力、反抗期、ネットとの付き合い方、SOSのサイン、命など

「家庭教育を实践する日」の具体的な取組として

「話そう！ 語ろう！ わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとに「あるとよいなあ」と思う約束を、家族で話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを、実践してみませんか。

この機会に家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してはいかがでしょうか！

家庭教育学級にもご活用いただいています！

○コロナ禍で活動が制限されるなか、集まらなくても各家庭で取り組むことができる「在宅型」の実践に活用いただいています。

○3つの実践カード「わが家の約束実践カード」、「1家庭1ボランティアチャレンジカード」、「親子一緒にチャレンジカード」を、多くの学校・園で使っていただいています。

○OHPでは、多くの学校・園で、実際に取り組まれた家庭教育学級についても紹介していますので、参考にすることができます。

「岐阜県 家庭教育」で検索または下のQRコードで！

「家庭教育プログラム」は、今回紹介した小・中学校編の他、乳幼児期編、次世代編（高校生）と、切れ目なく取り揃えています。

「家庭教育を实践する日」に関するご相談は
岐阜県庁 環境生活政策課 生涯学習係
(TEL058-272-8752)まで

